

令和2年度上半期経済産業省調達改善計画の自己評価（概要）

（対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）

令和2年11月

経済産業省

1. 競争性の確保

（1）一者応札の改善

- 一者応札問題への対応として、平成24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策（以下、「改善策」）」を策定・実施。

＜目標：一者応札割合令和3年度（平成33年度）までに平成23年度（41.8%）比10%削減 等＞

年度	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy 上半期
一者応 札比率	41.8%	40.4%	39.2%	36.4%	36.2%	31.0%	25.5%	28.6%	36.1%	28.8%

（取組の効果：「改善策」における取組別）

- ① 入札前の自己チェックの効果：令和元年度一者応札であった84事業 → 令和2年度上半期36事業が複数者応札【約42.9%改善】
- ② 事後第三者チェックの効果：令和元年度一者応札・高落札・同一者連続であり、令和2年度に実施した18事業 → 令和2年度上半期5事業が複数者応札【約27.8%改善】

（取組の効果：全体）

一者応札割合が令和3年度までに平成23年度（41.8%）比10%改善という目標（31.8%）に対して令和2年度上半期は28.8%（目標に対して▲13.0%ポイント）。

平成30年度の一者応札比率が平成29年度より上昇した要因分析のため、令和元年12月に省内関係者や事業者（昨年まで応札していた者や説明会に参加したが応札しなかった者を含む）に対してアンケートを実施した結果、下記のような要因を抽出し、これらの結果を踏まえた一者応札回避への取組を実施。

1. ＜前年度一者応札⇒複数応札＞

公告の早期実施、分かりやすい仕様書の作成、より広い範囲の事業者への声掛け

2. ＜前年度複数応札⇒一者応札＞

人手不足の中、同一者による連続落札実績があるなど落札見込みのない案件への応札の見送り

3. ＜長年（3年以上）一者応札＞

コストやノウハウ面で他社と比べて有利、仕様書を満たす事業者が少ない

4. <説明会后、入札不参加>

人員確保が困難、繁忙期(3月)での入札プロセス対応が困難

また、当省における調達改善に向けた取組として、事業者コストの低減策(公告の早期実施、提案書の枚数制限(改善策に記載)等)などを実施。

(今後の取組)

「改善策」に加え一者応札の要因分析のために実施した令和元年度のアンケート結果を踏まえた取組を実施しつつ、引き続き一者応札の改善に取り組む。

(2) 適切な随意契約の締結

- 形式的な競争入札により一者応札になってしまうケースを防ぐため、公募（入札可能性調査）を実施する。
- 真にやむを得ない随意契約における適正な調達価格に向けた努力として、平成27年度事業から競争性のない随意契約及び公募（入札可能性調査）を経て締結された随意契約について、「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」等を実施。

<入札可能性調査による契約件数の推移>

年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy 上半期
件数	42	47	60	64	65	57	62

(取組の効果)

令和2年度上半期に公募（入札可能性調査）を62件実施。

(今後の取組)

同一者による長年一者応札案件については、昨年度の契約評価監視委員会にて、事業の分割や入札可能性調査を実施した上で適切な随意契約を行うべき等の意見が出された。これを踏まえ、今後、案件に応じ、省内担当課と事業の分割、仕様書の見直し、入札可能性調査の実施を検討。

また、随意契約の価格については、「価格の妥当性評価チェックリスト」を活用し、適正価格を確保。

2. 庁費類の調達

(1) 共同調達 <目標：品目拡大等>

- 事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省・財務省・農水省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施し、スケールメリットによる効果を確認。

(取組の効果)

事務用消耗品 単価平均▲約 34.1% ※共同調達前の H20fy と R2fy を比較

(今後の取組)

引き続き、本省、外局にて使用する備品等について共同調達を実施するなど、ペーパーレス化の進展も活用しながら事務の省力化やコスト削減を進める。

(2) インターネット調達 <実施部局の拡大>

- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とする「インターネット取引（クレジットカード活用）」による調達を平成 25 年 2 月から開始。平成 29 年度からは取り組みを外局、地方局にも拡大。

ネット調達の実績推移

年度	H25fy	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	R2fy 上半期
件数	5	13	33	40	100	133	310	144
計画	—	—	30	40	50	50	100	200

(取組の効果)

令和 2 年度上半期、インターネット調達を 144 件実施。

定価に比べて平均で、14.5%削減効果があった。また、品目によってはポイントにより購入することで、より調達コストを低減できている。

(今後の取組)

品目によりクレジットカードのポイントを活用した購入を実施するなど、引き続き、インターネット調達を通じたコスト低減による契約方法の利便性の向上、多様化を図る。

(3) オープンカウンター方式 <目標：競争性、公平性の確保>

- 物品調達等に係る見積合わせにおいて、競争性・公平性の確保を図る観点から、オープンカウンター方式を実施。

(取組の効果)

オープンカウンター方式による調達を令和2年度上半期に経産省全体で268件実施。

仕様書受領者（本省）：平均15人／1案件（昨年：平均8人）

見積書提出者（本省）：平均5人／1案件（昨年：平均6人）

(今後の取組)

前年度から仕様書受領者の平均人数は増加しており、競争性・公平性の確保を図る観点から、引き続き、オープンカウンター方式での調達実施を進める。

3. 情報システム関係経費 <目標：競争性及びサービスの質確保 等>

- 一定規模^(※)以上における情報システムの調達において、政府CIO補佐官や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行い、民間ノウハウ・知見を反映。
- ソフトウェアの改修を事業者に依頼する際には、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、これまでの調達から蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認。

(※) 政府調達に関するルールに基づき80万SDR

(取組の効果)

一定規模以上の新規開発について、CIO補佐官の助言や、蓄積された調達情報を参考とすることによって、競争性の高い要求仕様とした結果、複数者が入札に参加した。（政府CIO補佐官の活用 該当案件の11件中11件）

高度な技術力が求められる調達について、総合評価落札方式における「価格点：技術点」の比率を「1：3」とした調達を1件実施。

(今後の取組)

関係省庁間のCIO補佐官やシステム担当者との情報交換を積極的に行い、情報システム関係経費に係る情報を蓄積・共有することで、引き続き、適切かつ競争性のある調達取組を進める。

4. 旅費の効率化 <目標：支給期間 30 日以内等>

(1) 旅費業務のアウトソーシング・出張パックの活用

- 職員の負担軽減や事務の効率化を図るため、令和元年度も引き続き、旅費システム入力業務及びチケット等手配業務を旅行代理店に委託し、民間アウトソーシングを実施。

(2) コスト削減かつ効率的な旅費管理

- コスト削減や効率化の観点から、海外出張において、出張日程の早期確定、フライトの早期予約、フライト選択の工夫や出張人数の適正化等を実施。

(3) 経済産業省内における情報共有の徹底

- 部局別の旅費配分額を精査するとともに、毎月、出張旅費実績を取りまとめて各部局へ共有することで、旅費執行の「見える化」を実施。

(取組の効果)

出張～支払までの期間：平均 25.8 日（目標：30 日以内）

(今後の取組)

引き続き、出張から支払までの所要期間短縮のために、部局別の平均支払期間等を省内周知することで、各局へ状況を「見える化」し作業の効率化を促進し、海外出張におけるフライト選択・出張人数の適正化を実施していく。

5. その他の取組

- 委託事業の執行の透明性向上等に向け、「調達等の在り方に関する検討会」を開催し検討を行う。
- 予算執行職員等への研修（補助金・委託費・一者応札問題等に係る研修を実施するとともに、e-ラーニングに演習問題を掲載するなどコンテンツを充実）の実施に向けて担当者の問題意識の抽出に努める。
- 契約を実施する担当課室に、過去の調達案件の仕様書等を参考情報として提供するため、仕様書等を職員に共有する取組を実施、また、時期に応じた予算執行上の注意事項や有用な情報を提供するために、職員向けメールマガジン等の配信による情報共有を実施。

重点的な取組、共通的な取組

様式1

令和2年度調達改善計画									令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		一者応札改善のための取組	○①入札前の自己チェック(前年度一者応札)、②契約前の自己チェック(一者応札、高落札率)、③事後の第三者チェック(一者応札、高落札率、同一者連続)を主な内容とした「一般競争入札における一者応札問題の改善策について」について引き続き徹底する。 ○新規事業も含んだ一者応札を未然に防ぐための新たな取組みを検討する。	一者応札を改善する意義、これまでの取組を分析した結果、本取組を通じた改善が調達改善において重要であるため。	A+	H24	一者応札比率を改善し、契約の効率化に努める。	継続的に取り組む	A+	H24	・24年9月に「一般競争入札における一者応札問題の改善策」を新たに策定し、同年10月から実施を開始。【対象は全部局】 ・令和元年度も引き続き、以下のチェックプロセス等を実施。【全部局令和2年度上半期入札案件670件が対象】 ①入札前の自己チェック →令和元年度に一者応札であった79件を対象に、入札公告前に、セルフチェックリストによる改善策の実施状況等を課室長が確認 ②開札後・契約前の妥当性等チェック →開札の結果、一者応札かつ高落札率となった40件を対象に、入札手続等の妥当性等を各部局の総務課長(各部局の筆頭課長。以下同じ。)が確認 ・特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の者だけとは言い切れないものについては、形式的な競争入札を行うことを不要とする仕組み(公募(入札可能性調査))への移行を促した。	A	・入札案件(不落・不調随意契約を除く)670件のうち、一者応札は193件。一者応札比率は28.8%。【平成23年度比13.0%改善】	—	R2年度上半期	・前年度一者応札であった事業については、本取組により着実に改善が見られている。 ・平成23年度比で改善しており、一者応札比率が前年度比▲7.3%となり、目標値を下回る。	引き続き、本取組を実施。
○		公募(入札可能性調査)の実施及び調達価格の妥当性評価の推進	○公募(入札可能性調査)の要件について複数の条件により実施可能な事業者が限定される場合も対象に、公募(入札可能性調査)を引き続き実施する。 ○競争性のない随意契約(緊急随契等を除く。)及び公募(入札可能性調査)を経て特定の者と締結された随意契約について、i)調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii)外部アドバイザーによる評価(一定金額以上のもの)、iii)価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施する取組について、引き続き実施。	一者応札改善のためには事実上競争が働いていないと考えられる入札案件については随意契約へ移行し、価格の妥当性評価を実施する取組を実施する必要があるため	A+	H25	競争性のない随意契約及び公募(入札可能性調査)を実施する案件については、調達価格の妥当性評価を適切に実施する。	継続的に取り組む	A+	H25	・26年2月に策定した公募(入札可能性調査)の実施手続をまとめた会計課調達に基づき、公募(入札可能性調査)を実施し、特定のものだけが当該事業を実施し得ることが確認された62件についてその者と随意契約を締結した。 ・また、職員研修等において、本制度の概要・手続等を再周知した。	B	—	・本来競争に適さないと考えられる事業について、形式的な競争入札が不要となり、個別に価格交渉が可能となることで、より良い調達の実現が可能となる。	R2年度上半期	・適切な調達価格の形成にあたっては、前述の価格交渉に係る取組を踏まえた検討が必要。 ・チェックリストの確認項目や事業者との具体的な調整の手法など、実際の取組事例を検証し、改善点を検討する必要がある。	引き続き、本取組を実施。
○		情報システム調達の改善	○他省庁のシステム担当者等と仕様や事業者等に関する情報の共有・蓄積を行い、当省の調達の参考とすることで、効率的・効果的な調達を実施する。 ○情報システム調達については、事業内容に応じた適切な契約方法等を検討する。 ○予定価格が80万SDR以上となる情報システム調達は、CIO補佐官から仕様など調達に関して助言を得て行う。必要に応じて、外部専門家を含む技術審査委員会や民間の調達支援業者等を活用するなど、引き続き、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させる。これらの取組により、経費の削減や費用対効果の向上を図る。 ○ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼することが想定される場合、ソフトウェアの開発及び改修に係る規模等の情報を毎回入手し、蓄積する。その上で、ソフトウェアの改修を依頼する際、事業者から改修の規模の見積りを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、当該作業に係る金額の妥当性を確認する。 ○高度な技術力が求められる情報システム調達総合評価落札方式における「価格点:技術点」の比率を「1:3」とするなど、事業者の技術をより重視した評価を実施する	庁費の契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	H24	情報システム調達の一者応札の防止、契約金額、手続きの合理化、効率化。	継続的に取り組む	A+	—	・他省庁の担当者と仕様等に関する情報交換を行った。 ・情報システム調達について、事業内容に応じた適切な契約方法を検討した。 ・予定価格が80万SDR以上となる情報システムの調達において、政府CIO補佐官や民間の調達支援業者、外部委員を含む技術審査委員会の活用を行った。 ・ソフトウェアの改修を特定の事業者に依頼する際、事業者から改修に係る規模の見積もりを提出させ、蓄積した情報等を参考にしつつ、改修規模に応じた金額となっているか確認した。 ・高度な技術力が求められる情報システムの調達については、事業者の技術力を重視した評価を行った。	A	・政府CIO補佐官の活用 11件中、11件 ・民間の調達支援業者の活用 5件 ・外部委員を含む技術審査委員会の活用 1件 ・1件の情報システムの調達において、総合評価落札方式における「価格点:技術点」の比率を「1:3」とした評価を実施し、契約を行った。	・政府CIO補佐官の助言や、外部委員を含む技術審査委員会及び民間の調達支援業者を活用し、情報システムに係る民間ノウハウ・知見を調達に反映させることや、要求仕様が過剰でないか、競争性の高い仕様となっているか、技術・スケジュール面において無理のない仕様となっていないか等の調達内容の精査を行い、適正な仕様での調達を実施した。 ・改修規模に応じた金額による調達を実施した。	R2年度上半期	—	引き続き、本取組を実施。

○		出張旅費・業務の効率化	○当省(地方支分部局等)では、旅費関係業務において、旅費システム入力等業務及びチケット等手配業務を旅行代理店等の民間へ委託している。これらを活用するなどして、出張旅費・業務の効率化に資する以下の取組を実施する。 i)旅費の支給期間(出張から支払までの所要期間)の短縮 ○旅費システム入力等業務のアウトソーシングによる事務の効率化の環境を引き続き整えるとともに、速やかな旅費の請求・支払手続を省内に徹底する等の取組を実施する。(目標:支給期間30日以内) ii)代理店の利用及び出張バック商品の活用 ○チケット等手配業務については、当省向けに航空券や宿泊施設、出張バック商品等の更なる割引を行う旅行代理店と契約しており、業務及び旅費の効率化を図っている。部局ごとの旅行代理店利用率・バック利用率を省内に周知する「見える化」を実施するなど、旅行代理店の利用を徹底する。また、更なる旅費の節減やコストの削減につながる方策を検討する。	金額的な重要性(27億円程度)、旅費の実務の合理化・標準化、職員の旅費業務に対する意識改革を行うことが、旅費業務の改善の上で重要であるため。	A+	H24	出張後、30日以内の旅費の支払を実施。	継続的に取り組む	A+	—	・支払期間の短縮を促すため、平成30年度における部局毎(本省のみ)の平均支払期間を省内に周知し、注意喚起を実施。また、支払が滞っている部局に対しては支払遅延リスト(精算手続き未着手・精算起案滞留の2種類)を毎週原則月曜日に提示し個別に督促を実施した。また、審査の迅速化に繋がる補助資料を作成し配布をおこなった。 ・平成29年度よりイントラの構成変更をおこない、見やすくなりやすい頁とし、また、改正された「旅費に関する事務の取扱いに関する事務連絡(平成24年3月)」のポイントを掲載し、支払いまでの所要期間短縮を図り、旅行代理店の利用方法なども掲載する事で代理店利用を促している。	A	○令和2年度上半期における出張から支払までの所要期間(本省及び外局)は平均25.8日 (参考) 24年度平均:48.8日 25年度平均:49.5日 26年度平均:53.4日 27年度平均:41.7日 28年度平均:35.8日 29年度平均:38.5日 30年度平均:31.1日 令和元年度平均:27.1日 ○令和2年度上半期の旅行代理店の利用率は、約33.5% (参考) 24年度平均55.4% 25年度平均53.6% 26年度平均53.2% 27年度平均52.3% 28年度平均46.0% 29年度平均52.1% 30年度平均46.8% 令和元年度平均59.5% ※バック商品の設定が無い日帰り出張及び長期出張を除く。	—	R2年度上半期	・支払期間の短縮を促すため、部局別に平均支払期間を算出し省内周知する「見える化」を図るとともに、特に遅延が目立つ部局には個別に督促するといった工夫を実施。	・引き続き、民間へのアウトソーシングを活用しつつ、支払までの所要期間の短縮については、各部局に注意喚起等を実施する。
○		ベンチャー企業をはじめとした新規事業者からの調達拡大	○調達コストや財・サービスの質の改善に与える影響に留意しつつ、ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会の拡大を図る。	「未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、ベンチャー支援・支援強化がうたわれており、経産省としても政府調達における支援の在り方を検討するため。	A+	H31	ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会を拡大する	継続的に取り組む	A+	H31	・平成30年10月に、J-Startupに認定されている企業については、より上位の競争参加資格の入札案件にも参加できるように全省庁共通の規程の改正を行った。 ・平成30年10月より、一般競争入札(総合評価方式)で実施する事業については、競争参加資格を原則A～Dにしており、ベンチャー企業をはじめとする新規事業者の入札機会の拡大を図っている。		—	—	R2年度上半期	—	引き続き、本取組を実施。
	○	地方支分部局等における取組の推進	○地方支分局においても本省同様に、一者応札改善の取組、共同調達の推進、出張旅費・業務の効率化に努める。		A+	H24	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	継続的に取り組む	—	—	それぞれの項目(一者応札、共同調達、出張旅費の項目参照)	A	—	—	R2年度上半期	—	—
	○	電力調達、ガス調達の改善	○電力、ガス調達は、複数者の入札となるなど十分な競争環境にあるが、引き続き効率的な電力・ガス調達に努める。 ○経済産業省本省総合庁舎における電力調達において、燃料価格変動分は、「燃料調整費」として、その変動に応じて事後的に精算する契約方法から、当初から、当該変動分も含め競争入札を行うことで、契約額と請求額のかい離が軽減され、予算執行上の予見可能性の向上が高まるとともに、各電力会社の競争が促進される。		A+	H28	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	—	—	○電力調達 令和2年度上半期入札においては、入札説明書配布10者、うち入札参加者は3者であり、複数者の競争参加により競争性は確保されている。 ○ガス調達 令和2年度上半期入札においては、入札説明書配布5者、うち入札参加者は1者であり、入札は不調となった。令和2年度においても、申し込みによる調達とした。 上記の状況ではあるが、次年度の調達においても入札を実施する。	A	—	—	R2年度上半期	特になし。	引き続き本取組を実施。なお、ガス調達に関しては、予定価格の算出方法等の見直しを検討する。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	○一者応札の改善ついて、契約等評価監視委員会で審査を受けた案件については、平成29年度より、セルフチェックリストに、どのような指摘を受けて、どのように改善したかを記載させ、会計課に提出させることとしていところ引き続き実施。		A+	H29	本取組により一般競争入札の競争性の確保に努める。	継続的に取り組む	—	—	・令和2年度上半期対象案件119件(①入札前の自己チェック:79件+②開札後・契約前の妥当性等チェック:40件)について、セルフチェックリストへの記載を実施。 ・インターネット調達を実施した3件について、安価で調達。	A	・本省実施の3件について、市場価格と比べて平均約14.2%安く調達できた。	—	R2年度上半期	特になし。	引き続き本取組を実施。
	(記入例) ○	地方支分部局等における取組の推進 電力調達、ガス調達の改善	地方管区において、調達単位の妥当性の検討を行い、共同調達を実施する。		A+	H28	◇◇地方管区において、5つの官署を集約した電力の共同調達を実施する。	R3年3月まで	(記入例) A+	H28	◇◇地方管区において、5つの官署を集約した電力の共同調達を実施した。	A	5官署のうち、3官署で前年度一者応札となっていたが、共同調達を行って調達を1件に集約した結果、2者からの応札があった。 共同調達実施前の契約額合計と比較して▲▲%(■■円)の削減が図られた。	—	R2年9月	▽▽地方管区においても、電力の共同調達を行える余地がある。	▽▽地方管区における電力共同調達の実施について検討する。

その他の取組

調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)			
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		
			定量的	定性的	
随意契約(少額・不落・不調除くすべて)を行おうとする場合は、大臣官房会計課による事前の承認審査を行うとともに、競争性のない随意契約を行ってきた事業についても、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行できないか検討を行う。	継続		—	本省・地方支分部局・資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁(以下これらすべてを「全部局」という。)が令和2年度上半期に締結したすべての随意契約(少額、不落・不調案件除く。以下本行において同じ。)について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によることとする理由に妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施。 (随意契約件数(少額、不落・不調案件除く)810件) すべての随意契約について、事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。	
随意契約を行った事業について、当省の契約事務等にかかる外部有識者委員会である契約等評価監視委員会や会計内部監査において事後検証を行う。	継続		—	外部有識者による事後検証等を実施することによって、入札及び契約手続における客観性の向上及び透明性の確保が図られるとともに、内部監査によって合規性の確保等が図られる。	
年間発注予定表を本省ホームページ等に掲載する。平成28年度から公表頻度の増加(年3回程度)を行っており、令和2年度も継続して実施する。	継続		—	令和2年度の年間発注予定表を本省HP掲載。今年度は、令和2年2月、6月、8月にそれぞれその時点の情報にアップデートして掲載した。これにより、事業者が前もって事業の準備が出来るため、競争に参加しやすくなる他、事業の質の向上も期待できる。	
過去の受託企業の評価等をデータベース化することにより、入札情報について組織内で共有する。	継続		—	令和元年度分を取りまとめ、全省に周知。これにより、入札参加者の拡大へ寄与する他、事業を実施するにふさわしい候補となる事業者を複数選定することに寄与。	
より多くの事業者が競争に参加できるよう、できる限り公告時期の前倒しを図るとともに、第4四半期の事業開始を原則として禁止し、適切な事業期間の確保を徹底する取組を継続する。	継続		—	余裕をもった公告期間を取るよう研修等で周知するとともに、第4四半期の事業執行の原則禁止し、11月以降に執行する事業については全ての案件を大臣官房会計課で審査している。この結果、事業執行課に余裕をもった事業の執行を行う意識が生じている。	
インターネット取引について、積極的な取り組みを継続する。	継続		・令和2年度上半期でインターネット取引(クレジットカード決済)を、本省は3件、外局は8件、地方支分局は133件、合計144件実施。 ・本省実施の3件について、市場価格と比べて平均で14・2%安く調達できており、価格面における効果があった。	・インターネット取引の活用により、現行の調達に比べ、広く簡便な価格情報の収集や、より安価なものを選定できる可能性がある。	
本省(外局含む。)において、令和2度も引き続き共同調達を実施する。併せて、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続		—	・本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品(※)、紙類(コピー用紙除く)、OA機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレトペーパー、災害備蓄用品(※)、クリーニング、公用車向けガソリン、宅配便について、外務省、財務省(一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。 (※)経済産業省が幹事省庁	
			①事務用消耗品【当省、外務省、財務省、農水省】	契約単価(平均)▲30.75%【共同調達実施前の20fyと比較】	・事務の省力化等が図られた。
			②災害用備蓄用品【当省、外務省、財務省、農水省】	アルファ化米(わかめご飯) 契約単価 ▲8% 等【共同調達実施前の22fyと比較】	・事務の省力化等が図られた。

地方支分部局においては、これまでも共同調達に取り組んできている。(令和元年度上半期55品目、相手官署数(延べ)172官署)引き続き、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、実施品目・組織の拡大や共同調達の実施効果を高めるための仕様書等の見直しを検討する。	継続		—	・令和2年度上半期も引き続き、すべての地方支分部局において、共同調達を実施。 【地方局における共同調達品目の総数(延べ)】 令和2年度上半期:49品目 【地方局における共同調達相手方官署の総数(延べ)】 令和2年度上半期:181官署
本省、外局にて共通して使用等する物品等について、令和2年度も引き続き共同調達を実施するとともに、実施品目・組織等の拡大を目指す。 (現行の実施品目:コピー用紙、ガソリン、宅配業務、新聞クリッピング、会議用茶菓、情報提供サービス、タクシー等)	継続		令和元年度も引き続き、省内の複数組織で使用する物品等(コピー用紙、会議用茶菓、書籍等)について共同調達を実施。	
			①コピー用紙【本省・外局】	A4: +157円/箱等 【共同調達実施前の19fyとの比較】 ・事務の省力化等が図られているが、古紙高騰のため価格は上昇した。
			②会議用茶菓【本省・外局(特許庁除く)】	コーヒー▲12円/杯等 【共同調達実施前の20fyとの比較】 ・事務の省力化等が図られた。
			③会議用ペットボトル【本省・外局(特許庁除く)】	ミネラルウォーター:▲12円/本等 【共同調達実施前の20fyと比較】 ・事務の省力化等が図られた。
			④一部書籍【本省・外局】	政官要覧の削減額:▲30万円 【共同調達実施前の26fyと比較】 ・事務の省力化等が図られた。
少額の随意契約を行う案件について、当省の調達窓口及び電子調達システム(GEPS)において、仕様等を提示し、提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を継続し、競争性、公平性の確保を図る。	継続		—	・印刷、物品等について、オープンカウンター方式による調達を268件(本省35件、外局116件、地方局117件)実施。 ・実施機関は、本省、資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁、地方経済産業局であり、一部の支分部局を除いて全機関で実施している。本省において、仕様書を受領した事業者の人数平均は約15人/件、実際に見積書を提出した人数平均は約5人/件となっており、予決令上で最低限求められている見積書の徴取人数(2者以上)を大きく上回っており、競争性、公平性の確保が図られている。
大臣官房会計課による事前の承認審査等により、引き続き、企画競争によることの適切性を審査する。また、原則、利害関係のない外部有識者のみによる審査に基づいて事業者を選定することを、引き続き徹底する。	継続		—	大臣官房会計課により審査を実施した。 事前に会計課が厳格に審査することによって、適正な随意契約の締結、競争性のある契約形態への移行が促進されている。
契約方法の確定契約と概算契約の適切な使い分けを目的として、確定契約の仕様書を予算執行データベースに保存して各担当原課が契約締結にあたってそれを参照することで、本来確定契約で締結すべき契約を確定契約として締結する取組を継続。	継続		—	確定契約件数は14(本省分)件。今後過年度の契約を含め仕様書をデータベースに保存する予定。
会計業務・予算執行担当職員のスキルアップのために、以下の取組により、契約手続、予算執行効率化や調達改善等の取組に関する情報の周知や会計検査院からの指摘事項等の徹底等を実施し、人材の育成に努める。会計関係研修(補助金・委託費・確定検査(基礎)・確定検査(応用))を引き続き実施する。	継続		—	・省内イントラネットに各種規定・マニュアル等を遅滞なくアップした。 ・予算執行に関わる職員のレベルアップのための会計関係研修を今後、調整し実施することで、職員の理解度も深めていく予定。

予算執行上の重要事項等について特に注意が必要な時期に合わせ全職員向けのメールマガジンを配信する。	継続		—	平成26年度より、予算執行上の注意事項等に関する全職員向けのメールマガジン等を隔月配信（令和2年度上半期で2回配信）。具体的には、契約方式の概要、一者応札改善のベストプラクティスの方式、11月以降執行の必要性、令和元年度調達改善計画自己評価の紹介などについて周知した。事務連絡などによる周知や、全職員に直接配信されるメルマガなどを活用し、かつ、会計業務関連の年間スケジュールに合わせたテーマ設定をすることによって、より効率的・効果的に職員への周知が可能となる。
これまで実施してきた省内会議及び当省で実施する審議会のペーパーレス化や資料の電子配付、タブレット端末の活用等を継続的に進める。	継続		—	・当省で実施している審議会については、原則ペーパーレスで実施。 ・令和2年度上半期のコピー使用枚数は▲72%（平成23年度比）となっている。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【梶川 融・経済産業省契約等評価監視委員会 委員長】 意見聴取日【11月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 一者応札の改善について 前年度から目標値を下回る結果となっており、各種、一者応札に対する取組につき一応の効果が出始めていると思われる。数字や取組状況について御意見をお聞かせ願います。	○ 一者応札の弊害として、本来国が持つべき政策立案能力や知見まで民間事業者任せられてしまうケースがあるが、これらのケースで国に蓄積していると思われる知見を活用して適切な範囲で民間事業者を活用することで、事業の競争性をさらに高めることが出来ると思われる。 ○「調達等の在り方に関する検討会」にて議論した内容を踏まえて、一社応札への取組についても再検討していく必要がある。	○省内関係者へ事前に調達に関する好事例を周知することや、調達関連の研修での呼びかけを実施する。 ○「調達等の在り方に関する検討会」にて議論した新たな調達ルールを踏まえた、一者応札回避への取組についても検討を進める。